

会 議 記 録 (1)

会議名称	令和6年度第1回北本市都市計画審議会			
開会及び 閉会日時	令和7年2月6日(木) 午前10時00分開会 午前10時55分閉会			
開催場所	北本市文化センター第1・2会議室			
議長氏名	福島 忠夫			
出席委員 (者)氏名	青野 康子	永井 司	小久保博雅	湯沢 美恵
	金森すみ子	福島 忠夫	野田 悟	小宮山節夫
	高野 登	相川 達男	市川 和雄	坂本 憲二
	木村 和正			
欠席委員 (者)氏名	新井 信洋	深堀 清隆	北原 典夫	
説明者の 職氏名	嵐 貞尚 (都市整備部長)			
	橋本 保 (都市計画課長)			
	小川甲子巳 (都市計画担当主幹)			
事務局職 員職氏名	嵐 貞尚 (都市整備部長) 橋本 保 (都市計画課長)			
	小川甲子巳 (都市計画担当主幹) 大島 一秀 (都市計画担当主査)			
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 委員紹介 4 会長、副会長の選出 5 諮 問 6 議 案 (1) 北本都市計画生産緑地地区の変更について 7 答 申 8 そ の 他 今後の審議会開催方針について (事務局提案) 9 閉 会			
配布資料	資 料 ・ 北本市都市計画審議会 次第 ・ 北本市都市計画審議会 委員名簿 ・ 北本市都市計画審議会条例 ・ 議案、その他における資料			

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容
事務局	1 開 会 一略一
市長	2 あいさつ 一略一
事務局橋本	3 委員紹介
	本年度、任期満了に伴い就任された委員の紹介
全委員	あいさつ 一略一
仮議長	4 会長、副会長の選出
(市長)	会長及び副会長が委員の改選により不在のため、会長が選出されるまで
	市長が仮議長になる。
	委員の推薦により、福島委員が会長に選出される。
会 長	福島新会長のあいさつ 一略一
事務局橋本	北本市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長に議長をお願い
	します。
議 長	副会長の選出
(会長)	会長の推薦により、小宮山委員が副会長に選出される。
副会長	小宮山新副会長のあいさつ 一略一
市長	5 諮問
	(1) 北本都市計画生産緑地地区の変更について
	都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に
	より審議に付します。
事務局橋本	6 議案
	議案に入ります。議事進行につきましては、福島会長にお願いします。

会 議 記 録 (3)

発言者	発 言 内 容
議 長	会議録署名人指名
	議事に入る前に、本日の会議録署名人の指名をします。
議 長	会議録署名人には、1号委員の青野委員と3号委員の相川委員を指名いたしますがよろしいでしょうか。
全委員	・・・異議なし・・・
議 長	議案第1号「北本都市計画生産緑地地区の変更について」を審議します。 事務局より説明をお願いします。
事務局小川	— 説明 — (都市計画担当主幹)
議 長	ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。
湯沢委員	① 30年が経過している生産緑地の中で現在も継続している生産緑地の数は。 ② 生産緑地の中で、近隣とトラブル等があるところはあるのか。
事務局小川	① 30年経過後に特定生産緑地に指定されている箇所は、58地区、16.32ha ある。特定生産緑地に指定されていない箇所は、9地区、0.77haです。 58地区が、今後も営農意欲のある生産緑地であると考えられる。 ② 都市計画課では把握していない。
坂本委員	資料の地図が小さくて場所がわからない。今後、希望者に現場を案内してはどうか。 北本市は緑が多いということで移住してきた人が多い。緑地を残す方法として、ふるさと納税で買い取る方法が考えられる。ぜひ緑を残してほしい。
事務局小川	今後の、検討課題とさせていただきます。
金森委員	① 確かに資料が見つらいので工夫してほしい。また、縦覧の方法は。

会 議 記 録（４）

発言者	発 言 内 容
	②地積更生で増えた面積は、生産緑地にプラスカウントされるのか。
事務局小川	①資料については見やすいようにしていきたい。縦覧については、広報、ホームページ等で周知して、都市計画課で関係図書の縦覧ができる。
	②地積更正で増えた面積は、プラスされる。地区数は変わらない。
相川委員	生産緑地廃止の後、どのようになってしまうのか。
事務局小川	ほとんどが、宅地分譲、アパート等の建築で土地利用されている。
相川委員	ということは、この資料を見て不動産屋が、良さそうな物件を見つけて動くのか。
事務局小川	多くは、市への買い取りの申し出の時点で、土地利用は決まっている。
相川委員	北本市全体を見てくれる不動産屋、デベロッパーなどと市が協働して都市計画を考えていてもいいのではないか。
嵐部長	生産緑地は、500㎡以上ありますので、500㎡以上の宅地開発は、市の基準に沿った審査があるので、不適切な開発がないよう審査している。これも、都市計画の一環と考えている。
相川委員	個人的な、印象であるが、駅前に空き地ができると不動産屋が買い上げて駐車場にしている。市の発展からするとともったいないので、ぜひ、都市計画で考えていただきたい。
永井委員	大きく地積が違うことについて、分筆の仕組みを教えてほしい。
事務局小川	もともと、地積が違う土地を分筆する場合、以前は、分筆する部分だけ測量すればよかったので、地積の差については、元の筆に含まれていたが、現在では、残りの土地も測量しなければならないので、正確な地積で登記しなおされることになる。

会 議 記 録 (5)

発言者	発 言 内 容
永井委員	固定資産税はさかのぼって取るのか。
事務局小川	登記簿面積で、算定されるのでさかのぼらない。
小久保委員	都市環境の保全という意味では、問題ないのか。
事務局小川	5 0 0 ㎡以上の開発では市の審査があり、その開発基準が、都市環境の保全に基づくものであるので、問題ないと考える。
議 長	他に質問はありますか。ないようですので、議案第 1 号「北本都市計画生産緑地地区の変更について」審議を終了します。
議 長	7 答申 続きまして、答申に入ります。本審議会としての答申についてお諮りします。 議案第 1 号「北本都市計画生産緑地地区の変更」につきましては、「異議なし」としたいと思いますがいかがでしょうか。
全委員	・・・異議なし・・・
議 長	異議がないようですので議案第 1 号「北本都市計画生産緑地地区の変更」につきましては、異議なしとすることに決定します。ここで答申（案）を事務局よりお配りするまで事務処理にお時間をいただきます。
事務局	－事務局より答申（案）全委員に配布－
議 長	それでは、議案第 1 号『北本都市計画生産緑地地区の変更について』の答申は、配布案のとおりでよろしいでしょうか。
全委員	・・・異議なし・・・
議 長	答申については、後日、市長に提出いたします。

会 議 記 録 (6)

発 言 者	発 言 内 容
議 長	それでは、本日の議案すべてが終了しましたので、進行を事務局に戻します。
事務局橋本	8 その他
	ここで、その他として事務局から提案があります。事務局の説明をお願いする。
事務局小川	生産緑地地区の変更は、審議会の意見をいただくことが必要になり、手続きは、
	法に則り、廃止された土地はすでに、土地利用が進んでいることから、昨年度は
	審議会を书面開催としている。今後、生産緑地地区の変更のみの議案の場合は、
	书面開催としたいと考えるが、皆様のご意見を聞きたい。
事務局橋本	委員の皆様いかがでしょうか。ご意見等ございませんか。
委員	・・・異議なし・・・
事務局橋本	それでは、今後、生産緑地の変更のみの諮問の場合、審議会は书面開催という
	方針で進めさせていただきますので、ご了承ください。
事務局橋本	9 閉会
	慎重なご審議ありがとうございました。
	閉会につきまして、小宮山副会長よりお願いします。
副会長	・・・＜閉会挨拶＞・・・
	議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。
	令和 7 年 3 月 10 日
会 長	福島忠天
会議録署名人	相川達男
会議録署名人	青野康子